

令和3年第6回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年6月24日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
5番	永井 伸治	6番	永井 龍右
		8番	瀧 信義
9番	山田 英茂	10番	長谷川 淳一
11番	後藤 広高		
13番	浅野 早苗	14番	太田 道雄
15番	渡邊 晃一		
17番	近藤 豊光		
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
7番	杉村 由幸	12番	山内 則彦
16番	田中 倫雄	18番	野村 高司

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事	野村 諒

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後1時54分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和3年第6回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、杉村由幸委員、山内則彦委員、野村高司委員、田中倫雄委員の4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。緊急事態宣言は解除されましたが、気を緩めることのないよう引き続き感染対策に努めていただきたいと思います。

それでは、ただいまから、令和3年第6回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、14番太田道雄君、17番近藤豊光君を指名いたします。

次に日程第2議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在8,538㎡の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯では350日農業に従

事しています

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在3,021㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では310日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ贈与するものです。

受人は現在21,515㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では年間1000日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在7,097㎡の農地を経営しており、個人で年間330日農業に従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在27,991㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯で645日農業に従事しています。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在16,929㎡の農地を経営しており、個人で年間150日農業に従事しています。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在2,192㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では年間430日農業に従事しています。

4ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計7件、移動の土地は、田3筆2,186㎡、畑4筆1,048㎡、合計3,234㎡です。

以上7件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。  
以上になります。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、竹田八重子委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願ひします。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

5ページをお願いします。議案第28号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。6ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは貸工場を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・作業場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、8ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

お手元に配布してあります2枚つづりの図面(位置図・利用計画図)をご参照ください。場所につきましては、稲沢市役所から北東方向に約4.5kmの位置にあります。2枚目をお願いします。駐車台数は41台で、雨水につきましては透水性(砕石)にて処理をいたします。排水しきれない部分につきましては、北西側の1か所に集中させて側溝に排水します。青色、橙色については、トラックの軌跡図を記入しております。

なお、この申請につきましては、申請地の面積が3,000㎡を越えるため、農業委員会の審

議を経て来月6日に愛知県の常設審議委員会へ再度諮る予定でございます。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは農業機械・建設機械置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号19申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号20申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号21申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・作業場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号22申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、10ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は22件、転用の土地田11筆7,624㎡、畑32筆13,997㎡、合計21,621㎡です。

以上5条申請22件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第28号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛

知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案11ページをお願い致します。

議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求めます。

本日付け提出、会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

12ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は1筆、使用貸借権の設定は6筆です。

貸借期間は令和3年7月11日から令和8年7月10日までが1筆、令和3年7月11日から令和13年7月10日までが6筆になります。

13ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は1筆、使用貸借権の設定は3筆です。

貸借期間は令和3年8月1日から令和13年12月31日までが4筆です。

14ページ総括表をお願い致します。

田8筆7,107㎡、畑3筆1,715㎡、合計11筆8,822㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。堀田正彦委員は、浅野早苗委員は議事参与の制限により、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案15ページをお願い致します。

議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

16ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は1筆、使用貸借権の設定は3筆です。

貸借期間は令和3年8月1日から令和13年12月31日までが4筆です。

17ページ総括表をお願い致します。

田 2筆 2,214㎡、畑 2筆 825㎡、合計 4筆 3,039㎡ になります。

以上です。



【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第30号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第6議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案18ページをお願いします。

議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19ページをお願いします。

(番号1 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日、取得農地経営開始日を朗読)

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されておりました。

21ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田13筆4,384㎡、畑4筆994㎡になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第31号相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第7議案第32号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

議案書22ページをお願いします。

議案第32号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について 農業委員会事務の実施状況等の公表について、に基づき、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

それでは、事前に配布しております『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』と書かれたお手元の資料をお願いします。

本案件は、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況に関する情報について、毎年度、目標とその達成に向けた活動の点検・評価を作成し、その後、農業従事者等の意見及び要望を聞いた上で最終的に定めることとなっております。

なお、4月27日から5月26日までの30日間、市ホームページにおいて、地域の農業従事者等の皆様方から意見・要望を募集しましたが、意見等は寄せられませんでした。以上の手続きを踏みまして、本案件を上程いたしております。

それでは、順に内容説明に入らせていただきます。

始めに、1ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業の概要」につきましては、農林水産省が公表している「耕地及び作付け面積統計における耕地面積」や愛知県が発行する農林業センサス等の数値を記入することになっているため、各種統計の情報を記入させていただいております。

次に、その下の「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。資料をはねていただき、2ページをお願いします。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、令和元年度末実績の集積面積627ヘクタールに対して、令和2年度の集積目標を、901ヘクタールと設定しておりました。

実績では、新たに27ヘクタールの集積が進み、集積実績は654ヘクタールで目標には届かず、達成状況としては72.59%となっております。

次の「3 目標の達成に向けた活動」ですが、活動計画については記載のとおりでありました。その主な活動実績としましては、事務局窓口での農地利用の相談時においては、利用集積制度の概要等を説明しました。さらには、農地利用状況調査の結果、遊休農地となった土地所有者に対して、今後の利用についての意向に係るアンケート調査を実施し、自作ができないと回答した所有者に対しては、農地中間管理機構への農地貸付けが進むよう取り組みを行っています。

次に、その下の「4 目標及び活動に対する評価」です。

目標は達成できませんでしたが、本市における集積は少しずつ進んでおり、今後も市行政や

中間管理機構と引き続き連携し、より一層、活動を進めていく必要があるものと評価しました。

それでは次の3ページをご覧ください。「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。「1 現状及び課題」につきましては、平成29年度から令和元年度までの3ヶ年における新規参入者数並びに取得された農地面積を記入いたしております。

次に、「2 令和2年度の目標及び実績」については参入目標7経営体に対して、参入実績は12経営体で目標達成しましたが、一方、参入目標面積、1.8ヘクタールに対して、実績面積は0.7ヘクタールであり、目標は達成できませんでした。

「3 目標の達成に向けた活動」についてですが、活動計画については記載のとおりでありました。その主な活動実績としましては、農業委員会と市行政が連携し各種制度の周知を図りました。

次に、その下「4 目標及び活動に対する評価」ですが、新規参入者数の目標は達成しており、今後も市行政等と連携し、更なる新規就農者の確保に努めることが必要であると評価しました。

資料をはねていただき、4ページをお願いします。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」です。令和元年度末実績の遊休農地面積85.4ヘクタールに対して、令和2年度における遊休農地解消目標を1.5ヘクタールと掲げておりました。

一方、実績は昨年実施した農地利用状況調査の結果、88.7ヘクタールが遊休農地として確認され、3.3ヘクタール増加する結果となりました。

「3 2の目標の達成に向けた活動」についてですが、活動計画については記載のとおりであります。その活動実績としまして、先程も御説明しましたとおり、農地の利用状況調査及び利用意向調査を実施いたしました。

その他には、苦情・相談のあった遊休農地について、「適正管理のお願い」の文書を発送し、土地所有者等への指導も行っているところでございます。

次に、その下、「4 目標及び活動に対する評価」ですが、前年実績に比べて、遊休農地が増加する結果となりました。

これは、畑については担い手不足により、遊休農地の解消を図ることが困難な状況にあり、管理されていない植木畑については、徐々に森林化が進行し、再生利用が難しい状況となっております。

今後は、継続的な調査を実施し、新たな遊休農地の発生については利用意向調査の結果に基づき、農地の有効利用が図られるよう調整していく必要があると評価しました。

次に5ページをご覧ください。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」でございますが、「1の現状」及び「2の実績」につきましては、農地面積3,230ヘクタールに対し、市内全域での違反転用面積の把握はできておりません。

課題としては、農地転用制度についての認識不足が見受けられることから早期発見をするため、農地パトロール等を実施すると共に、農地法についての周知を図る必要があると考え

ております。

次の「3 活動計画・実績及び評価」ですが、活動計画については、記載のとおりでありました。その主な活動実績としましては、違反転用の事案が発生した場合、現地調査し違反転用者に対して事情聴取及び違反転用の是正に努めました。

資料をはねていただき、6 ページをお願いします。

「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。1 農地法 3 条に基づく許可事務については、年間 142 件の許可申請があり、全件許可されました。

続いて、2 農地転用に関する事務では、年間 189 件の申請があり、農業委員会の意見を付して、愛知県知事へ送付しました。

それでは次の 7 ページをお願いします。3 農地所有適格者法人からの報告への対応並びに、その下の、4 情報の提供等については、記載のとおりでありますので御参照いただきたいと存じます。

資料をはねていただき、8 ページをお願いします。

「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。

市ホームページにおいて、市内在住の農業従事者並びに市内に農地を所有している皆様方から意見・要望を募集しましたが、意見等はございませんでした。

その下、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第 32 号の説明を終わらせていただきます。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 32 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 8 議案第 33 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

議案書 23 ページをお願いします。

議案第 33 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

農業委員会事務の実施状況等の公表に基づき、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求めます。本日付け提出、会

長名でございます。

それでは、事前に配布しております『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画』と書かれたお手元の資料をお願いします。

本案件は、議案第32号の点検・評価と同様に令和3年度の活動計画を定め、その計画に基づき、当該年度の委員会活動に反映していくよう通知がなされたことによるものでございます。点検・評価の際に御説明したとおり、当該年度の活動計画についても毎年度作成し、その後、農業従事者等の意見及び要望を聞いた上で最終的に定めることとなっております。なお、活動計画においても、4月27日から30日間、市ホームページにおいて、地域の農業従事者等からの意見・要望等を募集しましたが、意見等は寄せられませんでした。

以上の手続きを踏みまして、本案件を上程いたします。

始めに、1ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」についてですが、こちらについては、先ほどの点検・評価と同じ記載内容でございます。

資料をはねていただき、2ページをお願いします。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。1 現状及び課題の表中、現状の数値につきましては、令和3年3月現在のデータとなりますので、管内の農地面積3,200ヘクタールは、1ページで記入した耕地面積に、一方、これまでの集積面積654ヘクタールは、議案第32号の点検・評価2ページ、中ほどの令和2年度の集積実績の数値を記入しております。

2 令和3年度の目標及び活動計画です。目標につきましては、平成31年2月25日付けで定めました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」における、年当たりの目標数値145ヘクタールに昨年目標に届かなかった分を加え392ヘクタールを新規集積面積として設定いたしました。その結果、目標となる集積面積については、昨年の集積目標面積901ヘクタールと145ヘクタールを合計した1,046ヘクタールとなるものでございます。

また、目標設定の考え方並びに活動計画につきましては、指針に沿った形で記載させていただいております。

次に、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。1 現状及び課題の表中、新規参入の状況につきましては、平成30年度から令和2年度までの実績を記入しております。

その下、2 令和3年度の目標及び活動計画です。目標につきましては、指針で定めた年当たりの目標数値7経営体を設定いたしました。また、活動計画につきましても、指針に沿った形で記載させていただいております。

次に3ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」です。

1 現状及び課題の表中、現状の数値につきましては、令和3年3月現在のデータとなりますので、遊休農地面積は昨年実施した農地利用状況調査での遊休農地88.7ヘクタールの実績数値を記入しています。また、管内の農地面積3,288.7ヘクタールは、1ページで記入した耕地面積3,200ヘクタールに、遊休農地面積88.7ヘクタールの合計した面積を記載しています。

その下、2 令和3年度の目標及び活動計画です。目標につきましては、指針で定めた年当た

りの解消目標数値1.5ヘクタールを設定いたしました。また、目標設定の考え方及び活動計画につきましても、指針に沿った形で調査等の時期を加えて、記載させていただいております。

最後となりますが、その下、「V 違反転用への適正な対応」でございます。1 現状及び課題の表中、管内の農地面積3,200ヘクタールは、1ページで記入した耕地面積を記入いたしました。

また、違反転用面積については、先の点検・評価の際に御説明したように、市内全域での違反転用面積の把握はできておりませんので、具体的な数値記載はしておりません。

その下、2 令和3年度の活動計画ですが、違反転用の早期発見に努めるとともに指導し、解消を図っていくことや違反転用事案が発生した場合には、県及び関係機関と協議し、違反転用の是正に努めることを挙げました。資料の説明は以上となります。

この活動計画も点検・評価と同様にインターネット等により公表しなければならないと規定されております。本案件が決定された後、速やかに市ホームページへ掲載させていただく予定となっております。以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

**【太田委員】**

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、実績でいくと30年度が10、令和元年度が7、令和2年度が12の実績があるが、目標が7という事は何か意味があるのか。今までの実績を下回っているが。

**【事務局】**

目標の7ですが、指針の上位計画であり平成30年度に定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めているものの数値を採用している。

**【太田委員】**

実際は多く参入されているのに目標が下回っているのはおかしいのではないかと。

**【事務局】**

令和2年度は高い数値ですが、平成30年度に定めた長期的な目標であり、1年に換算して目標を定めているので、若干その年によって上回る年もあれば、下回る年も出てくると考えられます。平均して目標とさせてもらっている。

**【太田委員】**

3年間の実績だと7以上になっている。

【事務局】

ここ 3 年をみれば確かに 7 以上になっている。また、長期的に目標を定める際は、実績を考慮して定めていきたいと思います。

【太田委員】

30 年度に定めたものを何年間も使い続けるという事なのか。

【事務局】

今年度構想を見直しするので、実績などを考慮して定めて行きたいと思います。

【太田委員】

分かりました。

【会長】

他に質問はございませんか。質疑もないようですので、これより採決いたします。  
議案第 33 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。  
次に日程第 9 議案第 34 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案 24 ページをお願いします。  
議案第 34 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について。  
農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出会長名でございます。

(議案説明)

(申出 13 件、内除外 13 件、田 1,874 m<sup>2</sup>、畑 5,601 m<sup>2</sup>、合計 7,475 m<sup>2</sup>)

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第34号 農業振興地域の整備に関する法

律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これもちまして、令和3年第6回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時51分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

14番委員

太田 道雄

17番委員

近藤 豊光